

東京都北区母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年二月十八日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六号

東京都北区母子保健法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区母子保健法施行細則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

妊 娠 届 出 書

（母子健康手帳交付申請書）

（ 区民事務所・係） No. _____

保健サービス課の保健師が、記入された電話
（携帯）へ連絡することがあります。

個人 番号													
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな 妊婦氏名			年 齢	年 月 日 歳 日生		職 業	
住 所	北区						
電 話 (携帯)	— —		世帯主氏名(続柄) 電話(携帯)		— () —		
妊娠週数 (月 数)	第 週 (第 月)		分娩予定日 (出産予定日)		年 月 日		
初産・経産の別	初産 ・ 今までの出産 回		性病に関する健康 診断(血液検査)		受けた・受けていない		
結核に関する 健康診断	受けた・受けていない		医師又は助産師の 診断		受けた・受けていない		
診断を受けた病院、診療所又は助産所の名称及び所在地並びに医師又は助産師の氏名を記入してください。 (名称) _____ (所在地) _____ (氏名) _____							
上記のとおり届出(申請)します。 年 月 日 妊婦氏名 _____ (代理人申請の場合) 代理人氏名 _____ (関係:) 東京都北区長殿							
アンケートにご協力ください (この情報は北区が管理し、出産・子育て支援以外には使用しません。) 1 妊婦さんの健康状態はいかがですか。 よい・何ともいえない(具体的に _____) 2 今までにかかった病気はありますか。 はい(高血圧、糖尿病、心臓病、結核、精神疾患(こころの病気)、その他())・いいえ 3 たばこを吸いますか。 はい(妊婦さん・ご家族)・いいえ・妊娠してやめた 4 お酒を飲みますか。 はい・いいえ・妊娠してやめた 5 妊娠、出産のことで相談できる人や協力してくれる人はいますか。 はい・いいえ 6 妊娠、出産、育児についてご心配なことはありますか。 はい・いいえ はいの場合(具体的に _____) 7 出産する場所はお決まりですか。 はい()・いいえ							

本人確認 → 通知カード、住民票(個人番号有)等の場合(グレーの欄は2種類確認必要)、番号未記入の場合

マイナンバー カード	運転免許証	在留カード・特別 永住者証明書	資格確認書	課税証明書・ 源泉徴収票等
通知カード、 住民票等	パスポート	住基カード(写真 付)	国民年金手帳	住基カード(写 真なし)
番号未記入	障害者・療育 手帳	その他(写真付) ()	住民票・戸籍 等	その他(写真な し)()

理由をチェック →

本人確認書類 不備	記入拒否	その他()
--------------	------	--------

代理権確認書類・代理人身元確認書類(同一世帯以外の人が申請する場合・グレーの欄は2種類確認必要)

委任状	運転免許証	在留カード・特別 永住者証明書	資格確認書	課税証明書・ 源泉徴収票等
戸籍謄本	パスポート	住基カード(写真 付)	国民年金手帳	住基カード(写 真なし)
その他 ()	障害者・療育 手帳	その他(写真付) ()	住民票・戸籍 等	その他(写真な し)()

当日面接済

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区母子保健法施行細則別記第四号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、必要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年二月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七号

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則（令和五年十二月東京都北区規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一西が丘小学校放課後子ども総合プランの項中

四〇	四〇
を	
四五	五五
に改める。	

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 放課後子ども総合プランの利用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年二月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第八号

東京都北区駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区駐車場条例施行規則（平成二十五年十一月東京都北区規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二トン」を「二・一トン」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。